

## 安城市における土壌汚染について

新日本化学工業株式会社（安城市）が、安城市内の同社工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

### 1 報告内容

#### (1) 報告者

新日本化学工業株式会社

#### (2) 報告年月日

2026年4月28日（火）

#### (3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県安城市昭和町741番の一部

#### (4) 報告の根拠

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）

#### (5) 調査結果

##### ア 土壌溶出量

全ての調査地点で法に規定する土壌溶出量基準に適合しました。

##### イ 土壌含有量

次表のとおり、法に規定する土壌含有量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌含有量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 <sup>注2</sup>
鉛及び その化合物	1,000mg/kg (6.7倍) <sup>注1</sup>	150mg/kg 以下	0～0.6m	1／63

注1：（ ）内は土壌含有量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

#### (6) 当該地の現在の状況

汚染が判明した場所は、アスファルト舗装又はコンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散による汚染の拡散のおそれはありません。

### 2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、汚染が判明した場所の利用状況を調査した上で、土壌含有量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

### 3 事業者の連絡先

新日本化学工業株式会社 生産本部 製造部  
住所：愛知県安城市昭和町 19 番 10 号  
電話：0566-76-5171

### 4 調査対象地の概要

#### (1) 面積

4,792.28 m<sup>2</sup>

#### (2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1964 年頃から現在まで、新日本化学工業株式会社の敷地の一部として利用されています。今回汚染が判明した鉛及びその化合物は、調査対象地内において取扱履歴がありますが、漏洩事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

### 参考

#### ○ 基準を超過した特定有害物質について

##### ・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。

体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壤汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)